

令和2年6月定例教育委員会会議録

日 時	令和2年6月26日（金） 午後1時30分～午後3時11分
場 所	秦野市役所教育庁舎3階大会議室
出席委員	教育長 内田 賢司 教育長職務代理者 片山 恵一 委員 高橋 照江 委員 飯田 文宏 委員 牛田 洋史
欠席委員	なし
委員以外の出席者	教育部長 佐藤 直樹 教育指導課長兼 文化スポーツ部長 佐藤 正男 教育研究所長 近藤 順子 教育総務課長 守屋 紀子 生涯学習課長 磯崎 篤 学校教育課長 久保田 貴 図書館長 山本 英範 中学校給食担当課長 上條 秀香 教育総務課課長代理 吉田 浩成 教職員課長 古木 学
傍聴者	2名
会議次第	<h3>6月定例教育委員会会議</h3> <p>日 時 令和2年6月26日（金） 午後1時30分 場 所 秦野市役所教育庁舎3階大会議室</p> <p style="text-align: center;">次 第</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開 会 2 会議録の承認 3 教育長報告及び提案 <ol style="list-style-type: none"> (1) 令和2年7月の開催行事等について (2) 秦野市議会第2回定例会報告について (3) 臨時代理の報告について <ol style="list-style-type: none"> ア 報告第15号 秦野市立公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を制定することについて イ 報告第16号 秦野市社会教育委員の委嘱について ウ 報告第17号 令和2年度一般会計（教育費）予算の補正（第5号）について (4) 公立幼稚園の夏季休業期間の取扱いについて (5) コミュニティ・スクールについて (6) 夏季休業中の事業について (7) 桜土手古墳展示館夏季企画展「桜土手古墳公園と展示館の歩み」

	<p>について</p> <p>4 議 案</p> <p>(1) 議案第13号 秦野市立学校職員服務規程の一部を改正することについて</p> <p>(2) 議案第14号 秦野市立桜土手古墳展示館条例施行規則の一部を改正することについて</p> <p>(3) 議案第15号 秦野市教育委員会関係施設の防火管理者を定める規程の一部を改正することについて</p> <p>(4) 議案第16号 協議書の締結について</p> <p>5 協議事項</p> <p>(1) 学校ICT環境の整備方針について</p> <p>(2) 中学校給食事業の実施方法について</p> <p>6 その他</p> <p>(1) 教育プラン等策定スケジュールについて</p> <p>7 閉 会</p>
会議資料	別紙のとおり

内田教育長

ただいまから6月の定例教育委員会会議を開催いたします。お手元の会議次第に沿って進めさせていただきます。

まず会議録の承認について、御意見、御質問等がございましたら、お願いしたいと思います。なお、非公開案件につきましては、御意見、御質問がある場合は会議終了後、事務局に申し出ていただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

—異議なし—

内田教育長

それでは、ないようですので会議録を承認いたします。

それでは、次第の3、教育長報告及び提案について、お願いをします。

教育部長

それでは、私の方から資料1、令和2年7月の開催行事等について御報告させていただきます。

まず、7月1日から7月31日まで、桜土手古墳展示館夏季企画展「桜土手古墳公園と展示館の歩み」。桜土手古墳展示館の映像室で開催予定でございます。後ほど、所管課より説明がございます。

7月2日、園・学校教育訪問。大根幼稚園になっております。

続きまして、7月7日、令和2年度第1回総合教育会議ということで、教育庁舎の3階大会議室で開催予定でございます。

続きまして、7月14日、28日、ブックスタート事業を保健

福祉センターで実施いたします。

7月17日、定例の教育委員会会議でございます。

7月22日、令和2年度第2回園長・校長会ということですが、前回、コロナ禍の対応でオンラインで実施をしましたが、今回も前回同様、3密を避ける目的でZ o o mというアプリケーションを使用しましたオンライン会議を予定しております。

7月22日、同日ですが、定例記者会見がございます。

7月25日、第33回夕暮祭短歌大会表彰式及び講演会ということで、文化会館の展示室で予定されております。

裏面にいきまして、7月25日から8月18日の火曜日まで、鶴巻下部大山灯籠行事、鶴巻第1自治会敷地内で予定されております。

7月31日、コロナ対応の関係で夏休みを短縮させていただきますが、この1学期の終業式が7月31日となっております。工事を実施する学校もでございます。工事を実施する学校は、水道の関係がございますので、7月25日から夏季休業に入る予定でございます。7月の開催行事については以上でございます。

続きまして、令和2年秦野市議会第2回定例会の報告でございます。

御承知のように、3月の一般質問については、コロナ禍の対応で中止になりましたので、今回は今年の12月以来ということになります。会期が6月4日から6月23日までございました。議案審議、総務常任委員会、文教福祉常任委員会、一般質問、最終的に再度、議案審議がございました。

1枚おめくりいただきまして、非常にたくさんの御質問をいただいておりますので、簡潔に説明をしたいと思います。議案審議につきましては、まず、準要保護児童給食費扶助費ということで事業費の内訳について小学校の臨時休業に伴い、給食を停止した4月以降の給食費、これにつきましては、準要保護世帯の負担を考慮して援助するものでございます。

続きまして、小学校給食事務費、これは小学校の給食の停止に伴う食材納入業者への損失に対する補償でございます。

2ページ目にいきます。文教福祉常任委員会ですが、これは陳情がございまして、臨時休校における小・中学生の学習支援に対する陳情がございました。私の方で、現在の状況について説明をしまして、佐藤委員と古木委員の方から御質問をいただきました。

続きまして、予算・決算常任委員会（補正予算）ということで、これはG I G Aスクール構想の関連で、今回、補正で上げさせて

いただきました。小学校費、中学校費の内訳ということで、学校教育課長の方から答弁しています。また、財政課長の方から財源の見通しについてということで答弁しています。

続きまして、古木議員の方からも同じように、一次質問ということで、情報化基本方針について御質問いただいています。

4ページにいきます。最終的に六次質問までいただいています。情報セキュリティの確保と保護者への丁寧な説明をお願いしたいということで御要望いただきました。

5ページにいきまして、一般質問になります。まず、原議員の方は、大分県の佐伯市というところに視察に行かれたということで、佐伯市で取り組んでいる幼小中一貫教育と本市との関連性について御質問いただいております。本市の一次答弁で、本市の現状についてお答えをし、今後どのようにということで、学力向上のことも踏まえまして義務教育学校の導入も視野に入れて研究を進めていきたいというようなこと。それから、小学校の方では、外国語専科の中学校教諭が小学校に行って、英語の授業をしているというような取組が昨年からは始まりまして、今年度も拡充しているということを答弁させていただいています。

続いて、横山むらさき議員ですが、いくつか議員さんの方から質問いただきましたが、休業中の家庭学習の支援について本市の取組状況、そして本市の独自の取組ですが、北中学校と西中学校が協力要請に応じてくださいます。市立図書館の団体貸し出しを活用した取組ということで答弁をさせていただいております。これは神奈川新聞の方に掲載されましたので、御覧になられた方もいらっしゃるのではないかと思います。

続きまして6ページになります。

家庭学習ノートの活用状況、そして今後の継続、発展させていく計画があるかということで御質問いただきましたが、常日頃、私の方で所管課の方をお願いしているのは、どうしても教材を作るのが目的になってしまって、活用まで結びついていないということで、活用まで結びついて子どもたちの支援になるような、そういった取組をしていきたいということを答弁させていただいております。

続きまして、阿蘇佳一議員でございます。

いじめの認知件数が増えているということで、その考え方はどのようなことと、心理の専門家、またはチームでの支援ということを常日頃、現場とやり取りさせていただいておりますので、その辺りを説明させていただきまして、また、阿蘇議員、非常に

薬物乱用防止教育に熱心に取り組んでいられます。本市、緊張感を持って対応しているというようなことでの答弁をさせていただいております。また、長期休業明けで非常に残念な報道が全国でいくつか散見されています。我々も非常に緊張感を持って対応しておりますが、秦野の児童、生徒の皆さんへというようなメッセージ、これは市のホームページに掲載をさせていただきました。それから、オンラインの会議、若しくは書面での会議が多い中で、あえて6月4日に、いじめ問題対策連絡協議会、これは顔の見える関係づくりということで、関係している機関に来ていただいて、実施をしたということをご答弁させていただきます。また、二次質問で他の部の質問だったのですが、二次質問で学校の方へきまして、学校で感染者が発生した場合ということで、既に海老名、相模原でも学校の中で発生しているということで、本市での準備の状況について説明をさせていただきます。

続きまして、野々山議員でございます。

先ほどの答弁と一部かぶるものがございまして、昨年のゴールデンウィーク10連休の際に教育委員の皆様にご報告させていただきましたが、はだのっ子学びウィークということで、eライブラリ・アドバンスというドリルアプリの活用を推進してまいりましたが、そういったことをまず、初動の段階で行ったということ。それから、ICTを活用した新しい学びの目的ということで、先程も触れましたが、2月25日、教育委員会会議でお認めいただきました秦野市立学校における教育の情報基本方針、こういった部分について答弁させていただきます。

続きまして8ページになります。

学校における感染症対策についてということで、これは学校におけるガイドラインを作成をして、学校現場に共有いただいているということと、公共施設の利用が再開されておりますが、学校の基本的な考え方として、現状まだ開放はしておりません。7月以降は屋外施設を対象として、構成メンバーが大人のみで団体に限り開放を再開してくとし、また、子どもが参加している団体の学校開放は、学校の通常の教育活動が軌道に乗った段階で判断していきたいということで、7月以降、判断していきたいと考えています。本日も部の中で関係課で集まりまして、内部調整を進めておりますが、もう少し学校の意見等も聞きながら判断していきたいと考えております。スポーツ推進課の方と内部調整させていただきながら判断してまいりたいと思っております。三次質問で、非常に学校の教育が大変だろうということで、実は昨日も、牛田

委員にお越しいただきまして、西小学校の方に学校訪問に行かせていただきました。やはり現場の先生方、授業が終わった後に清掃、そして消毒ということをごまめにやっています。こういった実情を踏まえながら、人的物的支援の両面から支援に努めたいということで答弁させていただいております。

続きまして、露木順三議員でございます。

スクールサポートスタッフと学校業務改善方針、これをきちっとやっていきたいということなのですが、国のほうは変形労働時間制ということで一定の方針が出ております。本市としては、ほかの自治体の動向を踏まえながら、本当に先生方の負担解消になるのかどうか、その辺を見極めながらやっていきたいという答弁をさせていただいております。

それから、学校給食等の公会計化につきましても、これは一定の国のガイドラインが出ていますが、それを見据えながら、本市に最適な方法を検討していくという答弁をさせていただいております。

続きまして、横溝議員でございます。

薬物依存という、子どもの薬物依存というところまでいかないとは思いますが、安心して身近な大人に相談できる体制、これが重要ではないかというお話をいただいております。今お手元に資料を追加で配付させていただきましたが、はだのつ子あんしん相談室という取組を6月1日に合わせて再度強化をして相談室を開設いたしました。先日も神奈川新聞、本日タウンニュースにも取り上げていただいているところで、既に4件ほど保護者の方から相談が入っているということですので、そういった対応について説明をさせていただいております。

では、10ページをお願いいたします。学校教育についてということで、まず、学校教育について、この中で気付いた点は何かということで御質問をいただきました。冒頭に記載がございますが、学校は、多くの地域の方々に支えられ、子どもたちの育ちにいかに重要であるかということでございます。また、学校教育で本当に必要なものは何かということをご再認識したという答弁をさせていただきます。

中段に、GIGAスクール構想に伴う緊急的な対応ですが、実証実験校を設けました。東中学校と渋沢小学校のほうで、かなり取組を進めていただいております。教育研究所と学校教育課も協力しながらこういった実証実験を行っておりますが、先日こちらでも神奈川新聞に取り上げていただきました。こういった取組をこ

の夏休みに全市的に広げていきたいということを答弁させていただいております。

続きまして、11ページでございます。佐藤文昭議員です。

やはり佐藤議員も、いじめ・不登校の問題を大分熱心に取り上げていただいております。ただ、当初、学校長とお話しさせていただきましたが、分散登校中、6月1日から15日までは、子どもが半分なので、担任の先生が子どもたち一人ひとりとコミュニケーションがとりやすかったという報告を受けています。また、子どもたちは学校に来るのが楽しみだったようで、意外と欠席が少なかったということです。コロナ禍で登校させないという親御さんもいらっしゃるのではないかと懸念を持っておったのですが、特段そういった状況にはございません。ただ現状、先ほども言いましたが、やはり15日から給食が始まっております。そういった点での放課後の清掃活動、消毒作業はかなり負担なのかなということで、我々もどのような形で支援していけるのか、日々学校と協働的にやっていきたいと思っております。

就学援助制度について、基礎的な学習に必要な教材などの学用品は無償化すべきと考えるがどうなのかということですが、副教材の部分が、何年か前にいろいろ御指摘をいただいたのですが、やはりそのあたりが負担にならないように我々も配慮していかなければいけないということは考えております。

続きまして、風間議員でございます。

ごみの減量化ということで、今まで2基体制だったのが、ごみ焼却場が1基になるということで、やはり強く関心を持っていただいておりますが、食育活動を推進する中で、残食量は現場の調理の皆さんの努力により横ばいになっている。それから、生ごみ処理機についても、現在軽微な故障などは、関係企業の協力もあり問題なく対応することができているというお話でございました。

そして、別添で議案の資料2-3というものがあるかと思えます。これは国の2次補正が通りましたので、それに応じて緊急的に出させていただいた補正予算でございます。

まず、一次質問の訪問型個別支援事業費の内訳となっておりますが、先ほど言ったような相談件数の増加に備えるということで、急遽ここでエアコンの導入をあげている。また、小学校の給食調理経費及び給食設備等維持管理費では、自動手洗い設備が未設置の4校に新たに設置するとともに、給食調理員の熱中症対策として冷却ベストを購入するものでございます。

また、小中学校施設維持補修費の内訳は、空調を小学校7校、15台分、それから中学校5校、10台分ということでエアコンの整備費を申請しています。これにつきましては、まず、コロナ禍で3密を避ける必要性が高まっているかつ、風水害の二次避難所となっている学校、これを中心に、今まで各学校から上がってきた、毎年夏にヒアリングを行っている中で出てきた学校、そして大規模校、そういった判断で設置するという判断をしたということをお話をさせていただいています。

ただ、学校間で格差なく平等に学習環境を整備する必要があるのではないかとということですが、これは、やはり教員数、それから教室数とも、今の人数を半分にする場合にはそれが全て倍になりますので、現実的にはなかなかそれは難しいのかなということで、考え得る最適値を求めて判断しましたということで答弁させていただいております。

それから、吉村議員ですが、3密の状態を解消できないのではないかとということをおっしゃられたのですが、確かに密集というのは、学校を運営していく中ではどうしても避けられない部分であって、3密のうちの密閉と密着、このあたりについてはガイドラインの中でしっかりと学校にもお願いをし、感染予防の徹底を図っているという、そういった考え方について答弁させていただいております。

また、この二次質問のところで、感染症対策の部分で、もっと大きな策をとったらどうなのかということをお聞きいただいたのですが、実は我々、GIGAスクールを今回お願いしまして、これも大変多くの予算を、財源をお願いしています。こういったあたりをうまく活用してというようなことで、我々としては大きな学びの変革というスタイルについて答弁させていただいております。

それから、分散授業は1クラス何人ぐらいでどのように実施しているのかということですが、これについては、先ほど答弁しましたように、6月15日から学校給食も再開されまして、大きな混乱もなくスタートしているということで答弁させていただきました。

学校教育関係は以上でございます。

続きまして、文化スポーツ部の生涯学習、子育てに関する議会の質疑について御説明いたします。

資料2-2を御覧いただきたいのですが、先月の教育委員会で御議決いただきました桜土手古墳展示館条例の一部改正について

文化スポーツ部長

は、6月議会に上程いたしまして、文教福祉常任委員会に付託案件として審査が行われました。資料のとおり、4名の委員からリニューアル後の運用などの質疑や要望がございました。条例の改正案については、委員会、それから本会議とも原案どおり可決となりました。そして、開館30周年になります11月1日をもって、はだの歴史博物館としてオープンしてまいります。

次に、資料4ページの一般質問でございますけれども、風間議員から、文化財や歴史ある町並みを生かしたまちづくりの質問がございました。本町四ツ角周辺の歴史的建造物や今年度の計画指定国登録文化財の登録手続、それから、これまで進めてまいりました市民への理解、活用に向けた普及事業などを答弁させていただきました。

最後に、資料2-3でございますが、最終ページの4ページ、これは先ほど教育部長からもお話がありましたけれども、新型コロナウイルス感染症対策に係る一般会計補正予算という形でございます。その中で、不特定多数が出入りする図書館、文化会館、そこでの利用者の感染予防及び不安解消の一助として、来館者の検温を自動かつ効率的に行うため赤外線サーマルカメラを文化会館には2台、図書館には1台を購入する費用として総額で263万2,000円を増額補正したものでございます。それに対しての御質問という形で、露木議員から、カメラの機能や運用法などの質問がありまして、これも補正予算が可決されましたので、調達手続は既に進めておりまして、遅くとも7月下旬には両館とも配置をしていくという形でございます。

私からは以上です。

生涯学習課長

それでは、私からは報告第15号と16号を一括で説明させていただきますと思います。

それでは、最初に、報告第15号「秦野市立公民館条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を制定することについて」でございます。資料No.3を御覧ください。

この条例は、新たな西公民館が西中学校の多機能型体育館内に移転することから、条例に規定している位置の変更と新たな使用料を定めるため、さきの令和2年第1回市議会定例会において条例の一部改正をいたしました。改正に当たりましては、西公民館の部屋の貸出しが9月中旬から下旬を予定していたため、工事の進捗を見て、4月以降に別に規則で定める日から施行するということになっておりました。ここで開館の日が決定いたしましたので、施行期日を開館の日である令和2年9月20日にすることを

御報告させていただきます。

続きまして、報告第16号「秦野市社会教育委員の委嘱について」を御説明させていただきます。資料No.4になります。

社会教育委員につきましては、社会教育法第15条及び秦野市社会教育委員会条例に基づき2年の任期で委嘱をしております。現在の任期は令和元年6月1日から令和3年5月末日までとなっておりますが、中学校校長会から選出されている小山田幸弘委員及びPTA連絡協議会から選出されている野尻和秀委員が本年3月31日をもって辞職されました。このことから、秦野市社会教育委員会条例第3条第3項の規定に基づきまして、後任の委員を同団体から選出していただき、中学校校長会からは鈴木健次委員、PTA連絡協議会からは牧嶋信茂委員をそれぞれ委嘱いたしましたので、御報告させていただきます。任期は前任者の残任期間です。

なお、資料といたしましては、新たな委員を含めた名簿をお付けしております。

私からは以上でございます。

教育総務課長

私からは、報告第17号「令和2年度一般会計予算（教育費）予算の補正（第5号）について」御報告いたします。

令和2年度秦野市一般会計予算（教育費）を補正することについて、臨時代理を行いましたので報告するものです。資料はNo.5になります。1ページおめくりください。

補正の理由といたしましては、緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、まず1点目、学校の再開に伴い3密回避を目的に、クラスを分散した授業の実施と、あと教育相談等の増加への対応としまして、小学校7校、中学校5校及び訪問型個別支援教室「つばさ」の空き教室などに空調設備を設置する費用として1,419万6,000円、2点目としまして、夏休みの短縮に伴う給食の提供期間の延長により、給食調理員等の熱中症対策として、冷却ベストの購入費として150万円、また、調理現場における感染症対策としまして、自動手洗い設備を設置するため423万3,000円、3点目としまして、図書館において、利用者の感染症予防を目的に、赤外線サーマルカメラを設置するため87万8,000円をそれぞれ予算を増額する必要が生じたので議案を提出したものでございます。

補正予算額の合計になりますが、もう一枚資料をおめくりください。歳入歳出予算の補正とありまして、2番目の歳出の欄、9教育費の欄の補正額、全体で2,080万7,000円の補正と

ということになります。

説明が前後してわかりにくかったのですが、先ほど部長から説明がありました議会の報告の資料No.2-3の内容が、こちらの補正予算の内容となっております。

こちらの説明は以上となります。

続きまして、(4)公立幼稚園の夏季休業期間の取扱いについて、御報告いたします。資料No.6を御覧ください。

公立幼稚園の夏季休業期間の取扱いにつきましては、園児の年齢及び体力などを考慮いたしまして、夏季休業期間は短縮しないことといたします。それに伴いまして、学びの保障の観点から、教育週数は39週という定めがあるのですが、こちらが不足するということとなりますので、その点につきましては次のとおり対応することとしたものです。

まず1点目、園児の経験不足につきましては、教育課程や指導計画の長期的な見通しの中で補うこととしまして、望ましい体験の積み重ねができるよう援助方法や環境などを工夫することといたします。また、1学期の行事等につきましては、2学期以降に延期し、新しい生活様式や子どもの育ちに合わせた形で内容を考えていくことといたします。

2点目といたしまして、今後、万が一第2波、第3波が発生するような場合につきましては、また改めて冬季休業期間等の短縮の必要性について検討してまいりたいと考えております。

私からは以上となります。

教育指導課長兼
教育研究所長

私からは(5)コミュニティ・スクールについてと(6)夏季休業中の事業について、御報告させていただきます。

お手元の資料のNo.7を御覧ください。コミュニティ・スクールについてでございます。

先月の教育委員会会議におきましてコミュニティ・スクール指定校より推薦されました協議会委員について報告をさせていただきましたが、渋沢中学校、堀川小学校より、渋沢中学校につきましては欠員について、堀川小学校については公民館長の人事異動に伴いまして新たな委員の推薦を受けましたので、御報告するものとなっております。

1枚おめくりいただきまして別紙1、渋沢中学校は表の中の1番、神部浩様が新たに委員として推薦を受けた方になります。別紙2には、8番に書かせていただいております曾我明正様が新たな公民館長ということで、学校運営協議会委員として推薦されたという御報告になります。

続きまして、資料No.8を御覧ください。夏季休業中の事業について御報告をさせていただきます。

新型コロナウイルス感染症の拡大予防の観点から、例年実施しております夏季休業中の研修会等につきまして、原則、延期又は中止と考えてまいりました。ただ、研修会の内容等によりましては、貴重な機会として捉えておりますので、開催の仕方を工夫することによって検討していくものとして、夏休み中、7月以降について予定しておりますものを取りまとめて御報告をさせていただきました。

私からは以上です。

生涯学習課長

それでは、桜土手古墳展示館夏季企画展「桜土手古墳公園と展示館の歩み」について御説明させていただきます。資料No.9になります。

桜土手古墳展示館は、平成2年11月3日にオープンいたしまして今年で30年を迎えるに当たり、御承知のとおり、総合的歴史博物館としてリニューアルいたします。展示館として最後の企画展となります。桜土手古墳群の学術調査から現在までの歩み、歴史博物館への移行までを写真や資料で紹介する企画展となっております。

展示は、大きく分けて4つのテーマに分かれております。1つ目として、桜土手古墳群の発掘調査、2つ目として、区画整理など桜土手古墳公園の整備と展示館の開館、3つ目として、古墳展示館のこれまでの特別展などの歩み、4つ目として、未来へ向けはだの歴史博物館のテーマや配置図を展示する予定となっております。日時は7月1日から7月31日まで、会場は桜土手古墳展示館の映像室です。その後、8月1日から10月31日まではリニューアル工事のため休館とし、11月1日にリニューアルオープンとなります。

説明は以上でございます。

内田教育長

教育長報告が終わりましたので、全体のボリュームはそんなではありませんので、全体の中で御質問等があったらお願いしたいと思います。

片山委員

2ページの露木議員のお話、あと10ページにも関連することですけれども、要するに、今日のタウンにユースにも出ていたのですが、東中学校と渋沢小学校ですか、国の動きを考えてやっているということですが、これは確かに今つくることに一生懸命になっていて、一度つくってしまうと、なかなかまたつくり直すということではなくて、非常に利用しやすいと思うのです。

教育部長	<p>ということは、最終的には教員ですので、教員の方は教育という本来の業務に関わる時間が増えてくる。最終的には多忙化というのですか、そこにつながるような気がしますので、ここはどんどん進めていただいて、若い人中心にやっていただければと思いますので、よろしくお願いします。</p>
内田教育長 高橋委員	<p>片山委員の御指摘のとおり、これはアーカイブ化という形でどんどん広げていくと、極端な話、市内の全部の教員が協力して同じ単元をやると、一度録音録画してしまえば全部使えるということで、先ほど教育指導課長から夏休み中の8月4日と8月18日、これはICTの活用研修会で東中学校と渋沢小学校の取組を報告していただいて、それ以外に質問教室というか、可能な限り各学校からオーダーをいただければ、我々のほうで説明会を設けたいと考えております。</p>
教育指導課長兼 教育研究所長	<p>ほかにどうでしょうか。</p> <p>5ページに、原聡議員の三次質問、小学校の英語教育に対してなのですけれども、令和2年度は市内8校に広げて取組を強化しているとお答えになっていますが、それ以降、全小学校に向けての取組についてはどうなさっているのでしょうか。計画がありましたら教えていただきたい。</p>
高橋委員	<p>昨年度より始まりました新しい外国語専科の配置ということで、県教委より2名の職員が昨年度は任用されて配置がされました。今年度は4名増員していただいている状況ですので、今後それを拡充していけるように要望していきたいと考えております。</p>
内田教育長	<p>以上です。</p> <p>できるだけ早く全校がこのような体制をとれるように、やはり専門的な人が入ると入らないとでは、最初が大切なので、ぜひ早い時期に全校に設置されるようお願いいたします。</p>
教育指導課長兼 教育研究所長	<p>13校のうち8校だから、残りの5校の計画はどうなっているのでしょうか。</p> <p>外国語専科が配置されていない学校につきましても、これまでどおりALTを配置したり、J-SHINEという資格をお持ちの方に入っていただくことで、少しでも子どもたちの英語学習の一助になるような取組を継続してまいります。</p>
内田教育長	<p>先生方の研修の機会の確保も必要と考えておりますので、英語の授業をしやすいような研修の場を確保するといった対応をさせていただきます。</p> <p>よろしいですか。</p> <p>ほかにどうでしょう。</p>

飯田委員

議会の報告の中の8ページに感染症対策について御質問があると思うのですが、今まだコロナがはやっているので、今の段階で、マスクは結構出回ってきたと思うのですが、マスクとか消毒液、また体温計とか今品薄とか足りないものは学校においてあるのかどうか。

それと、8ページの三次質問の中で、教員の負担が増大しているということで、話によると、生徒が帰った後に先生方が消毒をしているということを聞きました。そういったときに、PTAとか保護者をお願いして、ボランティアを募ってそういった消毒作業をしていただくといった対応は今の段階で考えていただけるのか、また、そういった対応をしている学校はあるのかどうかお聞きしたいです。よろしくお願いします。

学校教育課長

お尋ねのうち、まず、消耗品等の物品につきましては、早い段階からいろいろな事業者をお願いして確保に努めております。ほとんどのものは確保できているのですが、1つだけ、アルコールの手指消毒液、これは流通そのものが止まっているような状況にありまして大変入手が困難となっております。ただ、いろいろ各方面に投げ掛けをして確保に努めていること、それと、現場の先生方はいろいろな工夫で今対応してくださっています。

1つ御紹介ですけれども、医師会や薬剤師会に相談したところ、手指の消毒というのは、むしろ石けんを使ってでも流水を十分に行うことでかなり感染リスクが抑えられるという助言をいただきました。その中で、固形石けんはみんなが手を触れることが多いというので、こういったものの見直しも含めて学校と共同で対応をしております。

私からは以上です。

教職員課長

国から人的支援について予算がついているのですけれども、県のスクールサポートスタッフとして募集が来ておりまして、秦野市でも学校クリーン隊と称しまして募集を行っております。ほかに、学習支援の補充についても来ておりますので、合わせて現在20名程度の応募があります。その面接を明日行う予定で、7月初旬から配置する予定になっております。

教育部長

今、飯田委員から御指摘いただきましたPTA、それからボランティア等の連携については、現状そういう報告は入っておりません。ただ、今御指摘いただいたように、感染症対策という部分ですので、その辺の線引きもしっかり見極めながら、これから検討してまいりたいと思っております。

以上です。

内田教育長

今、学校教育課長からアルコールが入りづらいという話があって、当初、薬剤師会の方から話があって、18リットル入るものを手配していただけたことがあったのですが、その後、国管理になってしまったと。生産されたものを全て国が管理して、優先度の高いところから出していく、そういう方法をとっているようで、いまだに同じような方法のようです。ですから普通のルートでは回ってこないらしいですね。

それと、今、教育部長と教職員課長も答えた関係ですが、議会の答弁の8ページの露木順三議員の教職員の多忙化の中の変形労働制で教育長がこういう答えをしていますが、この前段がありまして、今回のコロナウイルスの関係で、国が3,100人の教員を手当てするということを出したのですね。3,100人が丸々例えば神奈川県下に来るならばわかるのですが、全国に何万校とある学校に3,100人来ても、雀の涙と言ってはいけませんが、そういうことなので、今の中でやらざるを得ないのだという趣旨のことを言ったのですね。

ただ、県からは、現時点で何人必要ですかという、回答を求められています。ですので、できる限り出して欲しいと言ったのですが、ただ問題は、やっていただける方が今臨任でも何でも足りないのですね。ですから、やっていただけることの手当てができないとまずいという、そちらもありですね。3,100人がどこに行くのかなという、大変期待はしているという答えはいたしました。

ほかにどうでしょうか。全体の中で構いませんから、どうぞ。

片山委員

7ページの部長が答えられている中に、「心身の健康状態を丁寧に把握する」と書いてあるのですが、具体的にはどういう方法を考えておられるのですか。7ページの部長が答えた第2段落というか。阿蘇議員に対するお答えの中の7ページの2行目についてお願いします。

教育部長

この6月4日に開催した、顔の見える関係づくりというお話をしましたが、県のスクールカウンセラーのスーパーバイザーである大草先生という方がいらしたのですが、その方が拘禁ストレスという名称の説明をされまして、子どもたちがストレスを持っていることを受け入れることが非常に重要だというような、そういった内容の資料が来ました。担当の指導主事と話をしまして、これはぜひ各学校に理解してもらったほうがいいだろうということで、あえてこの6月4日に開催した中でも説明させていただいたということでございます。

ですので、子どもたちの健康状態、当然体の健康は、発熱ですとか毎日の健康観察で行っているのですけれども、子どもたちの細かな発言だったり行動だったりを丁寧にみとるような資料をつくりまして、それをもとに各学校で対応していただきたいとお願いした次第でございます。

以上です。

内田教育長
牛田委員

ほかにいかがでしょうか。どうでしょう。

1つお尋ねなのですが、前にも説明があったのかどうか私も忘れてしまったのですが、これは一般質問の5番目の露木順三議員からの一次質問で、教員の勤務実態調査では教員の大変な状況がわかるが、本市はどのような状況かというところの中で、教育部長答弁で「変形労働時間制」という表記があるのですね。この変形労働時間制というのはどういう内容なのか。前に説明があったかもしれませんが、教えていただけますか。

教職員課長

繁忙期というものがございましてけれども、例えば夏期、夏の時期には、教職員の退勤時刻が大変遅くなります。一方、冬期、冬になりますと早くなったり、あるいは教職員は夏季休業、冬季休業がありますから、繁忙期の勤務時間が17時終わりではなく、18時、19時と。その代わりに長期休業中である夏休みの勤務時間を短くするといった、そういうものが変形労働時間制ということになります。

ただ、この変形労働時間制につきましては、現状でも、冬期であっても18時、19時と教員の勤務時間が大分長い状況なので、実質的に長い時間拘束することになるのではないかという議論で、反対の意見も中にはあるようです。

以上です。

牛田委員

わかりました。私もそう思います。必ずしも改善策につながりにくいなという印象です。ありがとうございました。

内田教育長

国の議論の中で大分それが出ていましたからね、ですから、実質これをやったときにどういうふうになるのかということが、多分実証されてくると思うのです。現状でもやっているものをずらしてまとめてという形をとろうとしているわけですからね。ちょっと厳しさはあるかなという気がしますね。

ほかにどうでしょうか。

高橋委員

議会質問6ページの一番上、家庭学習ノートの件ですが、小学校5年生と中学2年生全員に配布となっておりますね。これを今後もっと広げるという計画はございますか。何かこの中でも一応家庭学習というのが大変注目を浴びて、御家庭の援助というか助

力をいただかないと学習がうまくいかないような場合もありますので、生徒たちに習慣付けるという意味でも家庭学習ノートは、ぜひ配ったほうがいいかなという気もしているのですが、いかがでしょうか。

教育指導課長兼
教育研究所長

家庭学習ノートにつきましては、昨年度作成を始めまして、昨年2月に小学校5年生と中学2年生に、まだ学校がやっているうちに配ることができました。今後につきましては、この配布のタイミングと内容を含めて検討していく必要があると考えております。

例えば一つの案ですが、家庭学習を自主学習の形で小学生が始める学年、4年生ぐらいから始まる学校が多いので、そのタイミングで配ることで子どもたちが家庭学習に取り組みやすくなるという考え方もございますので、このあたりをどう考えていくのか。あと、小学生の段階で一度もらったものが、中学生になったときにまた同じ内容では面白くないので、中学生向きの内容に変更していく。もし中学生になったときに配布するのであれば、例えば1年生のうちに配ったほうが良いとか2年生になってからが良いのかということを含めて、今年度も研究部会を設けさせていただいておりますので、そこを含めて検討していきたいと考えております。ありがとうございます。

内田教育長

いずれにしても、まずはその学年でやって、翌年に学力・学習状況調査もありますから、そういうことも想定して学年を選んでいきます。今後は、今、課長が言ったように、家庭学習は4年生ぐらいからということであれば、小学生はその段階からやる。中学生は1年生からやるのがいいか2年生からやるのがいいか、その辺の答えを出してくると思いますので、そんな形で動きたいと思っています。

ほかにどうでしょうか。

飯田委員

資料No.7についてちょっとお聞きしたいのですけれども、コミュニティ・スクールの中で何校か異動があったということですが、今の状況の中、コミュニティ・スクールというのはどんな動きをしているのか、また、コミュニティ・スクールに現状だから何かできることはあるのかとか、そういった動きがあるのかどうかお聞きします。

教育指導課長兼
教育研究所長

各学校で学校運営協議会として集まりを持つことは現状できていない学校が多いと報告を受けております。ただ、前例のない現状のうえ、さまざまな判断をする学校にとって、この学校運営協議会委員の皆様にご相談できること、運動会をどうしようかとか

修学旅行をどうしようかといったようなことを御相談できることは、非常に学校長にとっても学校としても心強い味方になっていただけているというのが現状だと報告を受けております。

以上です。

内田教育長
教育部長

ほかにいかがですか。

補足をさせていただきますが、今回、夏季休業の日程を検討する際に、飯田委員御指摘のように、学校運営協議会の意見を聞くということが大変重要だということで、今回、西中学校の学校運営協議会の委員長と新しい形になった南が丘中学校区の学校運営協議会の委員長と、本来は集まっていたいてお話を伺いたかったのですが、このコロナ禍ですので、学校長を通じまして、学校長と委員長の間で一定の意見のコンセンサスをしていただいて、報告を受けております。

今後は、教育指導課長が言いましたように、今各学校にお願いした小学校の修学旅行について、各学校大変判断に苦慮しております。教員委員会として一定の方針を出すということもそうなのですが、やはり皆さんの意見を踏まえてということは非常に大事ですので、昨日、小学校の校長会長と協議しまして、できればたくさんの方の意見、それで、学校運営協議会があるところは、ぜひ学校運営協議会の皆さんと意見交換していただきたいということをお願いしています。いずれにしましても、先ほど教育指導課長が申しましたとおり、今後も地域とともに、学校づくりの一つの仕組みでございますので、ぜひ活用させていただきたいと考えています。

内田教育長
片山委員

よろしいでしょうか。

資料No.8で、一番下にあるいじめを考える児童生徒委員会「中止」と書いてあるのですけれども、これは何か予定が全く立たないということなのでしょうか。

教育指導課長兼
教育研究所長

いじめを考える児童生徒委員会につきましては、本年度、委員全員に集まってもらう形の実施については難しいと現段階では判断しております。ただ、いじめについて子どもたちが主体的に考える取組ということは継続していく必要があると考えておりますので、各学校で委員を選んでいただいて、その方たちを中心に活動していただけるような支援をしていきたいと考えております。

内田教育長

第1回の予定のときにも話したのですが、コロナの関係で、集まって堀川公民館のホールでやるということも現実的ではないということで、当面やらない方向でいったのですが、その後、やらないのだけれども、このことに関して各学校で何らかの取組を

片山委員

しないとまずいだろうから、そういう動きをしてくれと指示をしておきました。ですから、多分公民館の中で、あの形態を私も思い出してみますと、教員を含めて子どもたちが、あれだけの数が集まりますと、ほぼいっぱいの中で動きますから、現状では厳しいだろうなということで、少し様子を見て、またできるのであれば考える、そんなふうな考え方です。

内田教育長
片山委員

今こういう時期なので、資料No.8のふるさと検定ですけども、逆にこういう時期だからこそ簡単にできるよと言っていただくと増えるかなと。これは、私、今見て思ったことです。

内田教育長
教育指導課長兼
教育研究所長

今のはオンラインでということですか。

オンラインで。

どうですか。

今年度1級から3級を全部オンラインで実施できるように、今問題についてもデータ化を進めておりまして、一応目安としては7月9日頃までには問題のベースができるのではないかと考えております。7月中に子どもたちからの申込みを受け付けまして、各家庭で受けてもらえるように、インターネット環境の整わない御家庭については学校のタブレットを貸し出ししていただくようなことも含めまして、多くの子どもたちに取り組んでもらえるようにしていきたいと考えております。

あわせて体験活動部門についても、各学校で夏季休業中にうまく総合的な学習の時間にあわせて御活用いただけるようにマップを送ってほしいというお声もいただいておりますし、こちらからもパッケージにして、こういう形で取り組んでいただければ代用可能ですということを御案内させていただきたいと考えております。よろしく願いいたします。

内田教育長

GIGAスクールが前倒しになって今年度中に1人1台の端末を整備することになりましたから、その前段としてそういうことをやっておけば、新年度にさまざまな形で慣れてくると思うのですね。教員もそうですし、子どもたちも、いずれにしても習うより慣れろで、慣れないことにはできないだろうなと思いますのでね。

片山委員
内田教育長

いい機会かもしれないですね。

チャンスですね。ぜひそういう形で準備をお願いします。

よろしいですか。

それでは、次に4の議案に入ります。

(1) 議案第13号「秦野市立学校職員服務規程の一部を改正することについて」の説明をお願いします。

教職員課長

では、前回御協議いただきました議案第13号「秦野市立学校職員服務規程の一部を改正することについて」御審議をお願いいたします。お手元の資料を御覧ください。

国の法改正に伴って必要な一部改正を行いますので、主な改正点について説明いたします。3つありまして、それぞれ説明させていただきますので、少し後方の新旧対照表を御覧になっていただければと思います。

1点目は、資料右側、第3条の削除についてです。これまで新採用の方に対して保証書の提出を求めるものでしたが、このたびの民法改正で、保証上限額に定めがない個人の保証書契約が無効になるとのことであり、保証書の提出を求めないことになりましたので第3条を削除するというものです。

1枚めくっていただきまして、2点目は、これまでの資料の右側第10条の追加についてです。会計年度任用職員制度が新設されたことに伴って、別表の追加が必要となります。といいますのは、これまでフルタイムでお仕事されていなかった方々についても、別のお仕事をされる場合には申請書の提出とそれに対する教育長の承認が必要ということになっていたのですけれども、今回の改正でパートタイム会計年度任用職員の方々については、報告書のみで別のお仕事をするができるということになったので、フルタイムの方のためにこれまでの申請書、承認通知書を残しますが、別に新たに報告書のみとなる様式の2を加えるという改正です。

3点目は、これまでの第14条、出勤簿の押印等に関する改正です。昨年度よりICカードによる出退勤管理システムが各学校に導入されていますから、それに伴い、服務規程において、学校教職員の方々にいわゆる打刻をしていただくためのものです。

主な改正点は以上3点です。

なお、前回御協議いただいた秦野市立学校の教育職員業務量の管理に関する規則について、牛田委員からも御指摘いただいた点について、なお調整中ですので、次回以降の教育委員会会議に見送らせていただいております。

以上、よろしく願いいたします。

説明が終わりました。御意見、御質問があればお願いしたいと思っております。

保証書がなくなるなどというのは大分変わりましたね。以前は全部保証人をつけてという形でしたからね。

どうでしょうか。

内田教育長

内田教育長

—特になし—

それでは、議案第13号「秦野市立学校職員服務規程の一部を改正することについて」、原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

内田教育長

—異議なし—

よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第14号「秦野市立桜土手古墳展示館条例施行規則の一部を改正することについて」の説明をお願いします。

生涯学習課長

それでは、私から議案第14号「秦野市立桜土手古墳展示館条例施行規則の一部を改正することについて」御説明させていただきます。

桜土手古墳展示館が総合的歴史博物館となるに当たりまして、条例の名称が「秦野市立桜土手古墳展示館条例」から「はだの歴史博物館条例」に改定することにつきまして、さきの文化スポーツ部長から御報告させていただいたとおり、第2回市議会定例会で議決されましたので、条例の施行規則を改正するものでございます。

それでは、新旧対照表を御覧いただきたいと思えます。

名称ですが、先ほど来申したとおり、「秦野市立桜土手古墳展示館条例施行規則」から「はだの歴史博物館条例施行規則」に変わっております。

次に、第1条ですが、こちらも「秦野市立桜土手古墳展示館条例」を「はだの歴史博物館条例」に改定をいたします。

続きまして第2条でございますが、これも同じく「秦野市立桜土手古墳展示館（以下「展示館」という。）」を「はだの歴史博物館（以下「博物館」という。）」に改定いたします。第2条の1号でございますが、「秦野市桜土手古墳群」を「秦野の歴史と文化」に改定いたします。

この改定以外は、「展示館」を「博物館」に改定することと、文言の整理といたしまして、第7条を見ていただきたいと思えますが、第7条の3行目でございます「教育長」という言葉があります。それから、めくっていただいて第12条の2行目にも同じく「教育長」という言葉があります。これを「博物館長」と読替えるのですが、これにつきましては、第7条、資料のコピーの申請をその場で認められるように「博物館長」に直しております。

また、12条、刊行物の頒布、販売につきましても、申請は博物館内で行うということで改定しております。

条例施行規則の施行日は本年11月1日でございます。よろし

内田教育長

く御審議をお願いいたします。

説明が終わりました。質問があればお願いします。

3ページの3、8条の4項、ここだけが「教育長」になっているのですが、博物館の資料の返還だけが「教育長」で、あとは全部館長なのだけれども、これはいいのですか。

生涯学習課長

ここは、この表記を残しているというのは、貸出期間中に外へ持ち出すような、要するに決裁が必要なものについては教育長という言葉を残してあります。その場で館長の権限でコピーができるものについては館長という言葉に置き換えてございます。

以上でございます。

内田教育長

ほかにどうでしょうか。よろしいでしょうか。

—特になし—

内田教育長

それでは、議案第14号「秦野市立桜土手古墳展示館条例施行規則の一部を改正することについて」、原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

—異議なし—

内田教育長

よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第15号「秦野市教育委員会関係施設の防火管理者を定める規程の一部を改正することについて」の説明をお願いいたします。

教育総務課長

私からは、議案第15号、第16号につきまして、関連がございますので一括して御説明いたします。

今、議案第14号で説明がありました秦野市立桜土手古墳展示館条例の一部改正に伴いまして、秦野市教育委員会関係施設の防火管理者を定める規程に定めます施設名及び防火管理者を改めるため改正するものでございます。

資料2ページをおめくりください。新旧対照表となっております。

こちら、別表に定める施設名「桜土手古墳展示館」を「はだの歴史博物館」、防火管理者を「桜土手古墳展示館長」から「はだの歴史博物館長」に変更するものでございます。

続きまして、議案第16号「協議書の締結について」でございます。

こちらも桜土手古墳展示館条例の改正に伴いまして、本年11月1日から名称が変更することに伴いまして、教育委員会の権限に属する事務を補助執行させる事務の名称を変更するものでございます。

資料3ページをおめくりいただきまして、協議書の2ページを

御覧ください。こちら別表に補助執行させる事務が定めてありますが、上から2つ目の枠の8番目「はだの歴史博物館の運営」、こちらの部分を「桜土手古墳展示館」から変更するものでございます。

内田教育長

説明は以上となります。よろしく願いいたします。

説明が終わりました。一括の説明ですが、まず、議案第15号に関して御質問がありましたらお願いしたいと思います。

先ほどの桜土手古墳展示館からはだの歴史博物館に変わることによって関連するというものでございます。よろしいでしょうか。

—特になし—

内田教育長

それでは、まず、議案第15号「秦野市教育委員会関係施設の防火管理者を定める規程の一部を改正することについて」、原案のとおり可決することに御異議ないでしょうか。

—異議なし—

内田教育長

よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

続いて、議案第16号「協議書の締結について」、御意見等があればお願いしたいのですが。これも同様に歴史博物館に移行することによって協議書の変更が生じるということになります。

よろしいでしょうか。

—特になし—

内田教育長

それでは、議案第16号「協議書の締結について」、原案のとおり可決することに御異議ございませんでしょうか。

—異議なし—

内田教育長

よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次に、協議事項に入ります。

まず、学校ICT環境の整備方針についての説明をお願いします。

学校教育課長

学校ICT環境の整備方針について、御説明いたします。

国のGIGAスクール構想を踏まえた学校ICT環境の整備につきましては、教育総務課が先行的に進めている校内ネットワークの整備とあわせ、児童生徒1人1台のICT端末の配置を今年度中に完了するものです。

国庫補助対象事業としての基準や契約事務等の時間的制約なども多い中、学校ICT環境の整備方針について本日お諮りをし、いただいた御意見を今後の選定等に反映していきたいと考えております。

資料1ページを御覧ください。国のGIGAスクール構想や文部科学省の教育の情報化に関する手引きなどにおけるICT環境

整備の視点について要約、抜粋して記載したものです。

1点目は、端末の整備について、今後の学習活動や教育活動の効果的な推進につながる機能を有する機種を選定すること。また、児童生徒の転入、転出や高校進学なども考慮し、近隣自治体や県立高校などの端末導入状況なども参考にしながら選定につなげていきたいと考えております。さらに、維持管理上の負担といったものが生じますので、学校に過重な負担とならないよう配慮しながら検討していきたいと考えております。

2点目は、機器の調達について、国の財政支援を最大限活用し、限られた予算で効果的かつ効率的に行いたいと考えています。本年度中に確実に実現できる機種を選定といったことも課題になってくると考えています。

3点目は、運用方法についてです。全ての児童生徒に公正で最適な学びを提供できる運用方法について検討いたします。特に、経済的な理由で自宅の通信環境が整っていない児童生徒への支援や運用に当たっての教職員の皆さんの負担軽減にも配慮したいと考えております。

資料2ページを御覧ください。1のICT端末(OS)の選定につきましては、ICT端末のシステム全体を管理し、さまざまなアプリケーションソフトを動かすための最も基本的なソフトウェアでありますオペレーティングシステム、いわゆるOSですが、これを選定するうえでの条件として(1)から(5)までの5点を挙げております。

2の調達方法は、端末の購入とあわせて国庫補助対象経費とされております電源アダプターの設置作業や学校の負担軽減のための端末納品先の指定、こういったものも契約条件に加えるために県の共同調達に参加するのではなく、本市が独自に仕様書を作成し、契約事務を行いたいと考えております。

3の調達台数は、児童生徒数に指導用の必要台数を加えた1万2,645台を予定しております。

なお、GIGAスクール構想に基づく補助対象台数につきましては7,997台とされておりますが、財政課との調整をし、残りの4,648台についても、現在国が進めている感染症対策の交付金、これらを活用しながら国庫補助を実際的に活用した整備としたいと考えております。

4の調達スケジュールは、来月には入札執行できるよう現在急ピッチで作業を進めております。来年1月には納品、また、端末の設定作業等の完了を予定しておりますが、担当課の思いとして

は、できるだけ前倒しで進め、子どもたちの学習活動に早期に活用できるよう、年内を1つの目安に引き続き努力していきたいと考えております。

資料の3ページ以降は、教育の情報化やGIGAスクール構想において、文部科学省が公表している資料等から参考に抜粋したものです。

資料4ページを御覧ください。ただいま御説明しましたOSの条件に照らし、メーカーや関係事業者から聞き取った現在の状況等をまとめたものでございます。参考にさせていただければと思います。

説明は以上です。どうぞよろしく願いいたします。

説明が終わりました。質問等がありましたらお願いしたいと思います。

何とか今、課長の説明のように今年度中にそろえると。昨日ですか、市内にこういうタブレットですとかコンピューターの基盤が中古で出されますね、そのデータを全部消す作業をやる会社の、事務所が秦野市内にあるそうです。その会社から100台中古のタブレットの寄附をいただきました。これは、企業が数年使ったものを全部廃棄に出したものを、使えるものは全部修正かけて、データを消して使えるようにする。そうでないものは処分というようなことをやっている会社らしいのですが、昨日のその会社の社長のお話で、企業によっては2年から3年で廃棄してしまっているところがあるのだそうですね。平均5年ぐらいなのだそうですね。まだまだ十分使えるものだという話でしたけれども、こういうものもどの程度使えるのか。5年ぐらいで更新という話もあるのですが、国のほうは更新のとき費用は見てくれないと言っていますので気になる部分もあるのですが、何しろ5年間の予定だったものが1年で全部やるということですから、ここはもうそれに乗って整備していくということで今動いているということですので。今のところだと順調に調達ができるだろうと報告は受けています。

この資料の4ページのOSの比較、WindowsとiPadとChrome、これを見ると、年度内の調達でiPadは無理なのだね。そういうような状況のようです。

値段も、国が言っている4万5,000円の範囲内かというと非常に限られているようです。

どうでしょうか。よろしいですか。

このGIGAスクールに関して、保護者への周知というか、ど

内田教育長

飯田委員

教育部長

のように説明されているのか。議会報告の中でも、4ページですか、古木議員が要望の中で保護者に丁寧な説明をお願いしたいとあるのですが、どのような説明というか御理解をいただいているのか、お聞かせいただければと。

議会の答弁の部分とリンクしますので私からお答えいたします。

当初、我々がこのような形で、学校教育課長からも少し話があったかと思いますが、令和5年度までの計画で準備しておったのですが、昨年12月ぐらいから大分加速してまいりました。当然、保護者への説明という部分は意識しておったのですが、コロナの臨時休業で全く身動きがとれなくなりましたので、それについては、先ほど言いました東中学校が実験校になる中で、ちょうど保護者向けの説明の文書みたいなものを実証実験ということで作成させていただいて、書面で説明をさせていただきました。その際にさまざま保護者からも反応がございましたので、そのことを踏まえまして、2学期以降、学校がある程度通常活動になって、学校のタイミングを見て、改めてこちらから何らかの形で保護者向けに説明を情報発信したいと思っております。

まずこの議会で御承認いただいて、そこからスタートということですので、2学期に向けて何らかの説明の機会を設けてまいりたいと思います。

牛田委員

私も幾つかお尋ねしたいのですが、学校ICT環境の整備方針ということで、今、学校教育課長から説明がありました。最初に書いてあるとおり、2月25日の教育委員会会議で決定されたということですが、秦野市立学校における「教育の情報化」基本方針、この基本方針の中にたしか3つあったのですね。1つはハード面、2つ目がソフト面、それで3つ目が指導体制、そういった規定があったのですけれども、今回のこの整備方針については、あくまでも端末についての方針というような考え方でよろしいですか。

学校教育課長

牛田委員から今御指摘いただきましたとおり、当初、今年度に全体計画を立て、その中で端末の選定の方針、それと学びの方法と指導体制の構築、こういったものを定めていきたいと考えておりましたが、部長から申し上げましたとおり、コロナ禍で急遽前倒しで端末整備となりましたので、まず、端末を今年度中に完了させる。同時進行で部内が連携して、学校の意見を聞きながら、また保護者の意見も反映しながら、計画を策定する中でさまざまな使用方法等について検討を進めていきたいと考えております。

牛田委員

以上です。

ありがとうございます。本当に急に沸き起こった大きな事業で、担当課の負担も大きいと思います。まずは端末の整備方針ということで。

私は、できればそのときにもお話をさせてもらったと思いますが、ハード面、そしてソフト面、指導体制、何かパッケージで業者と業務提携しながら何かいい方法はないのかということを探っていくのも一つの方法かなというお話をさせていただいたと思いますが、急にこういった大きな事業が突然訪れたものですから、順番にということでも理解しています。

それで、裏面を見ますと、裏面には表題が「ICT端末」と書いてあるのですね。この協議事項が今後どういう取扱いをされていくのかちょっとわからないのですが、もし合わせるのであれば、私は「学校ICT端末環境」と、この紙面そのものが端末のことなので、そう言ったほうが「これは端末についての整備方針だな」ということが理解しやすいのではないかと思ったのですが、参考として捉えてください。もし、そういうことであれば、この中の視点も「ICT端末環境整備の視点」となってくるのかなと思ったりしています。

1番と3番のところの最後に「学校現場に過重とならないよう」、また、視点の3番にも「運用上の教職員の負担軽減にも配慮」ということで、このコロナ禍の中で先生方の業務量も肥大化していますので、こういった文言があるということは、先生方も安心されるのではないかと思います。

最後ですが、3つ目の経済的な理由によって自宅の通信環境が整っていない児童生徒に対する支援のこと。これについても、先ほどの議会報告の資料No.2-1の露木議員からの指摘もありましたが、その中で学校教育課長が、人権的配慮を要するセンシティブな内容であるため個別の案件では実施していないと。私も、なかなかこの取扱いというのは非常にデリケートで慎重な対応が求められるという印象は持っています。ただ、だからといって、このまま放置して、そういった教育環境の整備の格差があってはいけないので、ひとつ十分に人権配慮されながら、慎重に対応していきながら、子どもの支援体制の拡充に向けて工夫をしていただきたいと思います。

以上です。

内田教育長
教育総務課長

基盤整備はどうなっていますか。

LANの環境整備について。こちらは、入札の事務が終わりま

内田教育長

教育総務課長
内田教育長

学校教育課長

して、先日業者が決定したところです。これから夏休み期間などを利用して学校への調査が入りまして、年内に基盤整備としての終了を目的に整備していきます。その後、動作確認というようなテストが入り、年度末の完了を目指しているという状況になっております。

ということは、基盤整備が年内にある程度できて、物が来年早々にという時期に入って、テストをして4月からという流れは大丈夫だということですね。

はい。

ということだそうです。基盤整備はここでもう業者は決まったようですから、それでやって、この調達はその後調達されて、それで年明けぐらいから、うまくいけば試験期間を設けるという想定ようですから。いいですか、それで。

よろしいでしょうか。

それでは次に、(2) 中学校給食事業の実施方法について、説明をお願いします。

中学校給食事業の実施方法について御説明します。

来年12月に開始する中学校完全給食につきましては、受注者であるハーベストネクストグループと連携をし、コロナ禍における影響を最小限に抑えながら基本設計などの準備を計画どおり進めることができっております。こうした施設整備の進捗状況や受注者との協議を踏まえ、中学校給食事業における学校、教育委員会及び受注者の役割分担や実施方法に関する現段階での考え方をまとめたものでございます。

1ページを御覧ください。表内、主な役割分担のうち、これは完全給食の提供に必要となる主な業務をまとめたものとなっております。表の右側でございます主体的に実施するものを黒丸、補助や支援を行うものを黒三角で表しております。なお、学校と受注者の間にございますセンター、これは教育委員会の中で、中学校給食事業を担当する組織としてのセンターを表しております。

中学校給食事業につきましては、公民連携による進め方、運営等について高く評価をいただいている一方で、これまでパブコメ等を通じて市民の皆様からは、給食を民間企業に委ねることに対する不安の御意見もいただいております。そこで、今申し上げましたとおり、施設が完成いたしましたら、担当する市の職員をセンター内に常駐させることで、民間企業の進行管理等をしっかりと行い、安全・安心を確保していきたいと考えております。

また、現在、教育委員会がさまざまな場面で教職員の負担軽減

に取り組む中、中学校給食事業におきましても、基本的に全ての業務をセンターと受注者が連携して行う予定であります。ただし、直接的な作業といたしましては、この資料13番の給食の配膳、そして決定すべき事項としましては、18番の完全給食開始に伴う日課の決定を上げております。ただし、これらの実施や決定に当たりましても、学校と教育委員会が連携し必要な支援を続けていきたいと考えております。

資料2ページ目以降につきましては、今表で御覧いただきましたそれぞれの業務に関する基本的な対応や考え方を記しております。これらをもとに、引き続き学校や受注者と協議を重ね、連携しながら着実に準備を進めていきたいと考えております。

説明は以上です。よろしく申し上げます。

内田教育長

説明が終わりました。質問等がありましたらお願いしたいと思います。

牛田委員

もうあと1年と少しですかね。

1ページの主な役割分担について、学校、センター、受注者ということで、私も今、学校教育課長のお話を聞いてわかりました。センターというのは、前の運営事業に関する事業契約書の中には学校と受注者しか書いていなかったのですね。センターというのはどういう位置付けなのかということで私も疑問を持っていたのですが、今お話を聞いてよくわかりましたし、お話を聞いてとても安心しました。学校給食センターの内部に担当を置くということで、ここが要となって中学校の学校給食が展開されていくのかなということで理解しました。

2ページ、3ページで、感心したのですが、2ページの(3)の食物アレルギーの対応の3行目「食物アレルギー対応食は、専用容器に生徒名等を明記して配送し、在籍する学級担任等が直接、生徒に手渡す」、それから、3ページの同じくアレルギー対応の(5)ですが、「小中学校9年間のアレルギーや健康状態の推移等を一元管理し、児童生徒や保護者に提供することで、子供たちが自ら、健康管理に役立てることができる仕組みづくりについても検討します」ということで、本当にこの文言は私も心強く感じて、本人も保護者も安心できるのではないかなという感想を持ちました。

以上です。

内田教育長

ほかにどうでしょうか。

一番は、検討で給食費の徴収・管理という、今、学校の教員がやっているものをそうではない形だと書いてありますが、センタ

教育総務課長

一が一次主体になりますとなっていますが、その仕組みをきちんと整理して、そのうえで、今小学校の給食費の徴収の問題も公会計化というのを国が言ってきていますから、どういう形でできるかということを検討すると、こういうふうにはしてあります。それも学校の教員の業務改善の一つということになりますかね。

ほかにどうでしょうか。よろしいでしょうか。

何しろ来年12月開始という想定で、その前にこの日課の決定というのは、試験的に現行の中で学校の授業の仕組み、時間割を先行して実験的にやってみてくれということを行っているのですね。少しやりませんと、そこに何かの課題が出てきたときに、いきなりでは厳しいと思いますので、それをやってもらうということにしてあります。

よろしいですか。

それでは次に、その他にまいります。教育プラン等策定スケジュールについての説明をお願いします。

私からは、教育振興基本計画について説明をいたします。資料はその他(1)と記載してあるものを御覧ください。

教育振興基本計画、一番上の表になります。本来であれば、秦野教育プラン策定懇話会を設置いたしまして検討を進めている予定でしたが、新型コロナウイルスの影響によりまして、外部委員を含む検討組織の設置にはまだ至っておりませんが、現在のプランの中間評価と次期計画に向けた課題の抽出を踏まえまして、今、体系図の案まで作成しているという状況になっております。

今後といたしましては、こちら資料中の上から3番目、総合教育会議がございしますが、来月7日に開催されます総合教育会議での検討、あと8月には外部委員による検討懇話会を設置いたしまして、その下に記載しております生涯学習推進計画や図書館基本計画との進捗の整合も図りながら、11月の庁議を経て、1月から2月にかけてパブコメを実施し、3月の計画策定を予定しております。

これに関連しまして、資料2ページ目を御覧ください。公立幼児教育・保育施設のあり方でございます。

こちら、幼児教育のあり方の検討につきましては、令和元年度は内部の検討会を10回、外部の検討懇話会を3回開催しまして、本年4月には基本方針を策定いたしました。今後は、書面会議など含めながら、10月までに計画案の取りまとめを行いまして、11月の庁議、パブコメを経て、1月に最終案審議後、先ほど説明いたしました教育振興基本計画に反映してまいりたいと考えて

生涯学習課長

おります。

私からの説明は以上となります。

それでは、私からは、生涯学習推進計画につきまして説明させていただきます。

生涯学習推進計画の策定に向け、昨年度から社会教育委員の中に専門部会を設置いたしまして、9月、10月、2月と計3回の会議を開催しております。

まず、市民の生涯学習の状況やニーズを把握するためアンケート調査を実施いたしまして、現計画の中の評価に対する助言をいただきましたが、ここで新型コロナウイルス感染拡大に伴いまして、本来、当初4月開催予定だった専門部会は開催できておりませんが、委員の皆様とは書面やメールでのやりとりを通じまして、次期計画の体系図まで議論が進んでいるところでございます。

具体的には、次期総合計画の重要な視点となる人づくりに重点を置きまして、人生100年時代の到来、また持続可能な開発目標・SDGsの採択といった現代社会の背景を反映させながら策定を進めていく予定でございます。

今後のスケジュールでございますが、7月と9月に専門部会を予定しております。その中で個別政策の検討を進めながら、教育振興基本計画、図書館基本計画と後期計画と足並みをそろえながら進めてまいりたいと思っております。

以上でございます。

図書館長

私からは、図書館基本計画について御説明いたします。資料その他(1)の下から2つ目の枠になります。

現在の図書館基本計画の内訳、前期計画と言っておりますが、こちらの計画期間が今年度末で終了いたしますので、来年度、令和3年度から7年度までの5年間を計画期間とします後期計画を今年度中に作成することになっております。

作成に当たりましては、前期計画で掲げた基本理念は継承しながら、ICTの開始に伴う図書館事情の変動、それから、専門職員である司書が4名おりますが、令和3年度末までにそのうちの3名が定年により退職を迎えるということもございます。それから、施設の老朽化といった大きな転換期に対する方向性を見定めまして、どのようなサービス基盤を整えていくかを検討してまいりたいと思っております。

今後のスケジュールといたしましては、8月に開催を予定しております図書館協議会におきまして、個別事業案等をお示しし承認を得ていくとともに、今説明がございました教育振興基本計画

や生涯学習基本計画と整合を図りながら、11月頃をめどに素案を作成し、協議、パブリックコメント等の意見を反映させ、来年3月に計画を策定する予定としております。

以上です。

内田教育長

説明が終わりました。御質問等があればお願いしたいと思います。

それぞれの計画を受けて、市の総合計画に全体のものとしては反映されていると、こういう流れになります。

牛田委員

今、教育長からお話があったとおり、それぞれの計画については、最終的には市の総合計画に反映されていくというようなお話がございました。

ただ、それぞれの計画がそういった形になってくると思うのですが、一番気になるのは、2枚目の公立幼児教育・保育施設のあり方、このスケジュール、このことがやはり市民の関心も高く、極めて重い検討課題だと思うのですね。この公立幼児教育・保育施設のあり方について、今、教育総務課長からこれまでの経過について説明があって、これを見ると2月に計画策定ということで、最終的にね。この計画策定された中で方向性の最終案というのが、この教育振興基本計画とか、あるいは市の総合計画に反映されてくるといった理解でよろしいですか。

教育総務課長

今、牛田委員おっしゃられたように、この計画、2月にまとめたものが、その大まかなものが総合計画などに反映されていくということになります。

内田教育長

いずれにしても、全ての上位計画が総合計画ですから、その日程に合わせてそれぞれの計画をつくっていく。この幼児教育・保育施設のあり方は、その前提となる部分ですから、これも答えを出していくという形になります。

ですから、コロナウイルスの関係で各部門が非常に全体としてずれているというのがありますけれども、それから、会議を持ってないというのがありますから、これから精力的に進めてもらう、こんなふうな形になると思います。

ほかにいかがでしょうか。

その都度、情報を皆さんに説明していくという方法をとりたいと思いますので。

それでは、特にないようですので、その他の案件はありますか。ないですか。

では、次回の日程調整をお願いします。

事務局

次回の開催日程ですが、第1回の総合教育会議を7月7日火曜

内田教育長

日の10時から、7月の定例教育委員会会議を7月17日金曜日、午後1時半から予定しております。会場につきましては、こちらの教育庁舎3階の大会議室となります。よろしいでしょうか。

7月7日の10時が総合教育会議、それから17日の13時半が定例教育委員会会議ということですので、日程のほうよろしくお願ひしたいと思ひます。

では、以上をもちまして6月の定例教育委員会会議を終了いたします。

どうもありがとうございました。